

令和元年10月30日

第1 鳥取県情報公開審議会の結論

鳥取県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、公文書開示請求を拒否としたことは妥当であるが、開示請求を拒否する理由については、鳥取県情報公開条例（平成12年3月鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第5号ではなく、同条第3号を適用すべきである。

第2 本件審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成30年10月21日付けで公文書開示請求書を実施機関に提出した。
- 2 開示請求があった公文書の内容は、「平成28年度、29年度に鳥取県警が以下の部屋を契約しているかどうか。鳥取市的場〇〇/〇〇（101、102、201、202号室）、鳥取市的場〇〇/〇〇（101、102、201、202号室）、鳥取市的場〇〇/〇〇（102、105、203、303、305号室）」である。
- 3 実施機関は平成30年11月5日付けで、上記2の公文書開示請求（以下「当該開示請求」という。）について、条例第12条第5号に該当するとして公文書開示請求拒否決定を行った。
- 4 請求人は、当該開示請求に対する公文書開示請求拒否決定を不服として、平成30年11月19日付けで審査請求書を鳥取県公安委員会に提出した。
- 5 鳥取県公安委員会は、平成30年12月11日付けで、当該審査請求に係る諮問書を鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）に提出した。

第3 請求人の主張

- 1 請求人は、警察、公安またはCIAが関与する恒常的な電波工作を受けている。これらは請求人の精神の破壊を目的に行われており、拷問に該当する人権侵害である。請求人は彼らの監視下にある。そして、電波工作以外にも交通事故工作や自転車等を破壊するための物理的工作等も受けている。当該開示請求にある公文書の開示は、請求人が受けている人権侵害の救済に資するものであり、それらは国による行為であるという請求人の認識について、その一端を説明する可能性があるものである。
- 2 実施機関は当該開示請求について、その存否を明らかにするだけで条例第9条第2項第2号に規定する「個人に関する情報」及び同項第3号に規定する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」を開示することになるとして、公文書開示請求拒否を行った。しかし、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示となる規定があり（同項第2号ただし書及び同号イ並びに同項第3号ただし書）、請求人が受けている人権侵害はこの部分が適用されるため開示されるべきである。
- 3 実施機関は当該開示請求について、その存否を明らかにするだけで条例第9条第2項第4号に規定する「公にすることにより、（中略）公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」

情報を開示することになるとして、公文書開示請求拒否を行った。しかし、警察は犯罪の捜査や治安維持の目的を大きく逸脱して人権侵害を行っており、その行為自体が違法性のある不法行為で公共の安全を害しているため、実施機関が同条文を適用する余地はない。

- 4 実施機関が条例第 12 条を適用して公文書開示請求拒否を行ったのは、人権侵害が存在するため、公共の安全のためではなく犯罪の隠蔽のためである。実施機関には開示請求を認めないという強い意志が先にあり、無理矢理理由をこじつけているようにしか思えず、条例第 1 条の趣旨から大きく逸脱している。

第 4 実施機関の主張

- 1 当該開示請求にある公文書については、存在しているか否かを答えるだけで、条例第 9 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の非開示情報（条例第 10 条第 1 項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。）を開示することとなるため、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。
- 2 当該開示請求又は今後提出されるかもしれない同様の開示請求について、実態に合わせてその都度公文書の開示又は不存在決定を行えば、特定の住宅や個室等の個人の居住等の使用実態を答えることと同様の結果となり、条例第 9 条第 2 項第 2 号で非開示情報とされる「個人に関する情報」を開示することになる。
- 3 当該開示請求又は今後提出されるかもしれない同様の開示請求について、実態に合わせて公文書の開示または不存在決定を行えば、法人等又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）と警察との契約の有無を答えることと同様の結果となり、条例第 9 条第 3 号アで非開示情報とされる当該法人等の事業活動を損なう情報を開示することになる。
- 4 当該開示請求又は今後提出されるかもしれない同様の開示請求について、実態に合わせて公文書の開示または不存在決定を行えば、今後の警察活動の円滑な業務の執行に支障を生させるおそれがある情報（犯罪の予防、鎮圧、捜査等の事実又は内容に関する情報、捜査等の手段、方法、体制等に関する情報、情報提供者、被疑者、被害者、捜査員等関係者に関する情報、犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報、訴訟に関する情報等）を答えることと同様の結果となり、条例第 9 条第 4 号で非開示情報とされる「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、（中略）その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を開示することになる。

第 5 審議会の判断

- 1 請求人は、警察による人権侵害や不法行為の事実があることを前提に開示の正当性を述べているが、これらを裏付けるような客観的証拠は請求人から示されておらず、実際に人権侵害や不法行為が行われているとの確証は持てない。よって、審議会がこれらの有無について判断することはできない。
- 2 実施機関は、存否を答えるだけで「個人に関する情報」を開示することについて、まず、条例第 9 条第 2 項第 2 号の適用について次のように述べている。
警察官やその家族（以下「警察官等」という。）は、警察に対して敵対心や悪意を抱く者又は

逆恨みする者（以下「警察を逆恨みする者等」という。）から危害を加えられるおそれがあり、これは警察官等の氏名が明かされなくても警察官又はその関係者というだけで同様のことが当てはまる。当該開示請求は警察官等の居住実態の有無を明らかにするものであるが、これは警察官等が警察を逆恨みする者等から危害を加えられるおそれがある情報となり、条例第9条第2項第2号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」の規定が適用され「個人に関する情報」に該当すると実施機関は述べる。しかし、居住実態がなければ、このような懸念はそもそも不要である。

- 3 そこで実施機関は、今後、同様の公文書開示請求が複数あった場合の影響を述べている。仮に居住実態がある場合は開示請求拒否をし、ない場合は不存在決定をすると、結果的に居住実態を答えることとなり、個人の権利を侵害するおそれがある上記2の非開示情報を開示することになってしまう。そうならないために、居住実態の有無にかかわらず常に開示請求拒否により存否応答拒否をする必要があると述べる。
- 4 しかし、現実的には警察を逆恨みする者等による警察官等への危害が頻繁に発生しているとは一般的には言い難く、「個人の権利利益を侵害するおそれがある」ことを理由に警察官等の居住実態の有無に係る情報を一律に「個人に関する情報」とし、「非開示情報」とすることは疑わしい。

以下で実施機関が述べる「個人に関する情報」の該当性について、審議会の見解を述べる。

- (1) 実施機関が述べるように、警察に対して敵対心や悪意を抱き、又は逆恨みをして危害を加える行為に及ぶ者がいる可能性については、審議会も否定しない。しかし、それらを個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとして、一律に「個人に関する情報」として非開示とすることは、条例第9条第2項第2号の解釈として適当ではないと考える。

「個人に関する情報」の適用には、あくまで対象となる特定の個人の存在が前提にある。実施機関が適用する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」についても同様である。当該規定は、ある個人について氏名や住所などを非開示として「特定の個人」を識別できなくしても、例えば病歴が記載されたカルテのように、開示することによりその個人（個人は特定されていない）の権利利益を侵害することがあり得るような場合に適用され、やはり特定の個人の存在が前提として必要である。

- (2) 実施機関が述べるように、警察官は人間でありその意味では個人と言えるが、今回の事案では特定の個人の存在が前提にあるわけではない。実施機関において警察官という言葉は、危険がつきまとう警察という組織において職務を遂行する主体という意味として述べられ、特定の個人の存在を前提にしているものでもないため、当然、識別される対象となる個人は元々存在しない。よって、特定の個人ではなく、組織あるいは職務的要因による警察官又はその家族に危害が加わるおそれを「個人の権利利益を侵害するおそれ」とし、「個人に関する情報」なので「非開示情報」に該当とはできないと考える。
- (3) なお、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）第5条第1項第3号には、警部補以下の氏名は非開示情報とされる旨が規定されている。この規定が設けられた趣旨に警察官の職務の危険性が考慮されていることは否定しないが、適用には、やはり特定の個人

の存在が前提となっている。

- (4) ちなみに実施機関は、警察を逆恨みする者等から危害を加えられるおそれは、警察官個人に限らず警察そのものが対象となることもあると述べる。一方で、交番や駐在所に警察官が勤務していることは周知の事実であるが、その存在は秘匿されているものではない。警察官がいる場所に危険が生じるおそれがあることは理解できるとしても、実態や蓋然性の低さを勘案すると、実施機関が述べる危険性を理由に居住実態の有無を一律に「個人に関する情報」として非開示にすることは説得力に欠ける。
- (5) よって、警察官の職務から生じる漠然とした危険性を「個人に関する情報」として条例第9条第2項第2号を適用すること自体が不相当と考えられ、審議会は同号を理由にした条例第12条第5号の適用もできないと判断する。

- 5 実施機関は、存否を答えるだけで法人等に関する情報で当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を開示することについて、まず、条例第9条第2項第3号アの規定の適用について次のように述べている。

警察との契約において警察の相手方となる法人等は、警察に対して逆恨みする者等から危害を加えられるおそれがある。当該開示請求は警察と法人等の賃貸借又は利用に係る契約の有無を明らかにするものであるが、これらは法人等が警察を逆恨みする者等により危害を加えられるおそれがある情報となり、条例第9条第2項第3号アの規定が適用され、法人等に不利益を与える情報に該当すると実施機関は述べる。なお、法人等の場合はその名称を非開示としても、周囲の状況等から法人等の名称を推定される可能性があり、賃貸借又は利用に係る契約があることが分かるだけで、法人等に危害を加えられるおそれがあると補足している。しかし、契約実態がなければ、このような懸念はそもそも不要である。

- 6 実施機関が述べるように、警察に対して敵対心や悪意を抱き、又は逆恨みをして危害を加える行為に及ぶ者がいる可能性については、審議会は否定をしない。しかし、現実的には警察を逆恨みする者等による警察と契約実態がある法人等への危害が頻繁に発生しているとは一般的には言い難い。また、入札情報のように警察と契約をしている法人等の情報がホームページ等で公開されているものもある。実態や蓋然性の低さを勘案すると、実施機関が述べる危険性を理由に警察との契約の有無を一律に法人等に不利益を与える情報として非開示にすることは説得力に欠ける。
- 7 そもそも条例第9条第2項第3号の規定が設けられた趣旨は、法人等が保有する生産技術又は販売上の情報が開示されると、その法人等の事業活動が損なわれる場合もあること等への配慮からであるが、実施機関は、現実性及び蓋然性が低い抽象論を一般論のように述べるにとどまり、法人等に与える具体的な不利益について検証したようには見えない。また、具体的な法人等が前提にあるわけでもない。そうすると、当該条文を適用すること自体が不相当と考えられ、審議会は同号を理由に条例第12条第5号の適用もできないと判断する。

- 8 実施機関は、存否を答えるだけで「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の

理由がある情報」を開示することについて、捜査事実の有無、捜査状況又は捜査手法を明らかにすることとなり、条例第9条第2項第4号に規定する非開示情報を開示することになると述べている。

当該開示請求は警察官等の居住実態の有無を明らかにするものであるが、捜査との関連がなく非開示情報に該当しなければ、開示が妥当ということになる。一方で、捜査と関連があり非開示情報に該当するのであれば、非開示又は存否の有無を明らかにせずに開示請求拒否の決定をすることとなる。しかし、仮に今回は捜査と関連がない開示請求で開示できる情報だったとしても、今後同様の開示請求があり、それが捜査と関連があるとした場合に、非開示又は開示請求拒否とすれば、開示された時は捜査との関連はなし、非開示又は開示請求拒否の時は捜査との関連があるという意味になる。つまり、個別に開示、非開示又は開示請求拒否の決定をしていけば、結果的に条例第9条第2項第4号に規定する非開示情報、つまり捜査に関連があるかどうかを答えてしまうことになるため、実施機関の公文書開示請求拒否決定には理由があると認められる。

9 実施機関は、条例第5条には「何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」と規定され、捜査と関連がある者が他者に依頼して開示請求することも可能であると述べている。また、請求理由の明示については、条例第1条に規定する条例の目的の一つ「県民の知る権利を尊重」するため、要件とはしていない。上記8を踏まえた上で、何人も請求でき、請求理由も問わないことを勘案すると、当該公文書開示請求のような請求に対して、一律に公文書開示請求拒否とすることには理由があると認められる。

10 なお、条例第9条第2項第4号に規定する「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と認められる情報には、例えば情報提供者、被疑者、被害者又は捜査員等関係者など人に関する情報も該当し、警察官の家族もここに含まれる場合があると審議会は考える。実施機関は人間が個人であることに着目して、一律にこれらは条例第9条第2項第2号に規定する「個人に関する情報」に該当するような説明を述べていたが、これらは捜査等、警察の業務に付随して生じる情報として問題ないとする。

11 実施機関は開示請求拒否の理由として、個人に関する情報、法人等に関する情報及び捜査等に関する情報を挙げているが、それらについて具体的に明示している条例第12条第1号、第2号及び第3号の適用には触れず、「前号各号に規定する場合のほか」と前置きがある第5号を適用している。この点について実施機関からの明確な説明はなかったが、まずは第1号、第2号及び第3号の適用について開示及び非開示による影響を個別具体的に検討すべきところ、実施機関は第5号を適用することで、条例第9条第2項各号に規定する非開示情報に該当する理由を総じて述べているような印象である。

当該開示請求については、条例第12条第3号を適用しても、上記8及び9に記載の理由から公文書開示請求拒否を決定することは妥当であると審議会は判断する。そうなると、「前号各号に規定する場合のほか」と前置きがある同条第5号を適用することはできないと考える。